「建国記念の日」反対　2025年2・11集会

世界からみた日本  
～国連女性差別撤廃委員会の勧告を生かし、ジェンダー平等へ～

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本婦人団体連合会（婦団連）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　副会長　柴田真佐子

**はじめに**

**ジェンダー格差指数2024　　156カ国中118位**（0.663）　G7最下位

指数を測定する4分野の内訳（指数は完全平等が1.000）

・政治：113位、0.118　・経済：120位、0.568

・教育：72位、0.993　・健康：58位　0. 973

**１、女性差別撤廃条約**1979年12月18日第34回国連総会で採択。締約国189カ国（2023年4月現在）

日本は1985年批准…国内法の整備

**条約の特色**

〇「男は仕事、女は家庭」という固定化された性別役割分業の変革が基本理念

〇法律上の平等だけではなく事実上の平等をめざす

〇「個人、団体、企業」による社会の「慣習、慣行による」差別も修正、廃止を求める。

〇事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることはこの条約に定義する差別と解してはならない。

**２、女性差別撤廃条約選択議定書（個人通報制度、調査制度）**

　1999年　国連採択　批准国115カ国、日本は未批准　女性差別撤廃条約選択議定書は、個人を救済する道を開くことで条約の実効性をさらに高めるものです。

　・女性差別撤廃条約実現アクション

　（2019年結成、請願署名、地方議会意見書採択359議会2024年12月現在）

**３、国家報告制度　女性差別撤廃委員会（CEDAW）への報告書提出と審議**

今までに６回の日本報告審議（1988年、1994年、2003年、2009年、2016年、2024年）

審議の後には総括所見

**2024年10月17日　6回目（第9回日本報告審議）ジュネーブ国連欧州本部**

・日本政府は岡田恵子内閣府男女共同参画局長を団長とし、内閣府、法務省、外務省、

　厚労省、警察庁、文科省、こども家庭庁などから34人

・日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）22団体84人（婦団連は21人）、動画による参加1団体。　JNNCレポート、婦団連レポートを提出

　婦団連は21名の代表団で審議の傍聴・ロビー活動（10月13日出発、20日帰国）

**審議の様子**

・冒頭30分で政府から第9次報告書提出以降の進捗を報告

・**「建設的対話」**

条約第1条から第16条まで各条項の担当委員からの質問と政府からの回答

・委員はNGOレポートや前日までにNGOが提供した情報をしっかり読み込んで、具体的な記述やデータ、事例を用いて、1人4分の制限時間の中で矢継ぎ早に多くの質問を政府に投げかけた

・政府の回答は、法令の関連部分の読み上げや、従来の内容の繰り返し

**総括所見の主な勧告（10月30日、60項目）**

**＊主な勧告**

〇選択議定書の批准に対する障害の除去　〇女性に対する差別の包括的定義を国内法に盛り込む　〇皇位継承を男系男子に限定している皇室典範の改正　〇婚外子差別規定の廃止　〇マイノリティ女性・移民女性の司法へのアクセスの確保　〇ジェンダー平等省の設置　〇独立した国内人権機関の設立　〇家父長的態度及び差別的ステレオタイプを撤廃するために包括的戦略を採用 〇沖縄の米軍による性暴力の防止と加害者の適切な処罰　〇「慰安婦」被害者とサバイバーの権利への対処（国際法における「戦争犯罪と人道に対する犯罪には期限がない」）教科書への適切な反映 　〇候補者男女均等法を改正し罰則を設けること　〇指導的地位・管理職の女性比率の目標パリテ（50/50）〇包括的セクシュアリティ教育を教育課程に取り込む。教員の労働条件　〇雇用は賃金格差是正、間接差別のより広い禁止事由を考慮するよう男女雇用機会均等法の改正等11項目 〇性同一障害特例法の第3条改正、不妊手術を受けた人への賠償　〇所得税法56条の改正、国保に傷病手当金・出産手当金　〇同性婚の容認

**＊フォローアップ項目（特に、２年以内に実施報告が求められている項目）**

①選択的夫婦別姓制度の導入（4回目の勧告、3回目のフォローアップ）

②国会に女性議員を増やすための暫定的特別措置として供託金(300万円)の減額

③緊急避妊を含む安価で近代的避妊法へのアクセス

④妊娠中絶における配偶者の同意要件の削除

＊日本政府は、「委員会が我が国の皇室典範について取り上げることは適当ではない」という最終見解（総括所見）に対する日本の意見を発表し、CEDAWに送付。

2025年1月29日外務省は、「国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）へ毎年、任意拠出金を出しているが、その使途から女性差別撤廃委員会を除外すること。本年度に予定していた、女性差別撤廃委員会の委員の訪日プログラムは実施を見合わせること」を発表。

**女性の権利を国際基準に！総括所見をいかし、実現させましょう**

新しい政治情勢のもと総括所見を生かし運動を広げよう！

・選択議定書の早期批准　・選択的夫婦別姓制度の導入　・日本軍「慰安婦」問題の解決

・所得税法第56条の廃止　・男女賃金格差の是正　・あらゆるハラスメントと性差別根絶、仕事の世界のハラスメントを禁止するILO190号条約批准

・実効ある第6次男女共同参画基本計画の策定

・政治・雇用分野でのパリテの実現

・セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）へのアクセス